

## 第 1 1 章 罰 則

(法第 9 1 条、第 9 2 条、第 9 3 条、第 9 6 条)

都市計画法における罰則のうち、開発許可制度に係るものは次のとおりです。

条	刑の内容	適用を受ける者（違反内容）
第91条	1 年以下の懲役又は 5 0 万以下の罰金	① 市長の命令に違反した者(法第 8 1 条第 1 項違反)
第92条	5 0 万円以下の罰金	② 無許可で開発行為を行った者(法第 2 9 条第 1 項、第 2 項違反) ③ 許可後、変更許可を受けずに開発行為を行った者(法第 3 5 条の 2 第 1 項違反) ④ 建築制限に違反して建築物を建築した者（法第 3 7 条、法第 4 1 条第 2 項、法第 4 2 条第 1 項、法第 4 3 条第 1 項違反） ⑤ 用途を違反して建築物を建築した者又は用途を変更した者(法第 4 2 条第 1 項、法第 4 3 条第 1 項違反)
第93条	2 0 万円以下の罰金	⑥ 報告若しくは資料の提出の拒否又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者(法第 8 0 条第 1 項) ⑦ 立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者(法第 8 2 条第 1 項)
第96条	2 0 万円以下の過料	軽微な変更の届出若しくは開発行為の廃止の届出をしなかった者又は虚偽の届出をした者(法第 3 5 条の 2 第 3 項、法第 3 8 条)

\* 法第 9 4 条の両罰規定について

法人の代表者

法人の

〔 代理人  
使用人  
その他従業者 〕

が法人の

人の

〔 代理人  
使用人  
その他従業者 〕

が人の

業務又は財産に関して上表①～⑦に該当する行為をしたときは、行為者を罰するとともに、その法人又は人に対してそれぞれの罰金刑を科する。